

藩翰譜

九ノ上下

燒

石 雜

圖書號	21	號
種別	厨	
圖書種	318	號
月日	日	日

授 中 賀

石 下

全 入
出

Z.10
74
Vol 8

齊魯書院藏
九卷書

藩翰譜九之卷上

高田 何廷守信業 何賢守信院

九卷 長門守守院 寺中獨隱李

分叙 出守守可重 五帝八長光

遠山 久壽守友及

遠者 何守守志院

一柳 聖物進金所 丹屋守車多

市指 何守守志院 何守守志院

栗山 何守守志院

栗山 何守守志院

齊魯書院藏

化石 載ある者久

海石 伯耆守秀房 伊左守春房

一冊 伯耆守秀房 伊左守春房

二冊 伯耆守秀房 伊左守春房

三冊 伯耆守秀房 伊左守春房

四冊 伯耆守秀房 伊左守春房

五冊 伯耆守秀房 伊左守春房

六冊 伯耆守秀房 伊左守春房

七冊 伯耆守秀房 伊左守春房

八冊 伯耆守秀房 伊左守春房

九冊 伯耆守秀房 伊左守春房

藩籍譜九巻上

真田

伊左守滋野信幸八位滋野恒人海野小太郎春恒が

後とて関人今の中系系云云清和天皇乃清子貞秀親王中

世の御子云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

天皇延暦年中は滋野東人が子尾法師云云云云云云云云云

の姓をとりしなりぬ自王年棟梁我清和仁ぬ文徳の末代は仕

率成或は信和の御子仕て貞觀二年十月廿二日乙未年

徳とも云父貞如子二人あり一人仁昭の皇子布唐親王の母一人

文徳の皇子惟光親王の清母は侍者なりは清和天皇の

御子仕て貞觀二年十月廿二日乙未年

長祿の全歿、赤死、二男阿房、昌幸、四男隆
政、守信、年々云々、何々、位幸、は阿房、昌幸、の嫡子
之昌幸、を、ら、い、吉田、海、を、ら、い、と、し、て、晴、代、入、居、近、く
仕、入、て、主、智、者、人、の、中、に、入、ら、れ、て、又、是、時、の、大、將、を
取、り、武、者、を、主、と、し、て、あ、ま、り、と、し、て、兄、が、討、死、を、し、し
後、子、を、主、と、し、て、治、起、て、信、濃、國、の、上、田、の、城、に、お、し、て、吉
田、安、房、も、し、と、名、乗、り、し、は、附、三、方、八、十、年、
の、北、條、に、た、り、や、し、と、正、十、年、
武、田、が、敗、れ、て、後、三、城、田、を、主、と、し、て、市、原、と、吉
田、原、同、月、位、長、又、り、た、り、し、上、杉、源、正、大、將、赤、井、
又、高、山、を、主、と、し、て、関、ヶ、原、と、し、て、信、濃、國、人、吉、田、吉、田、小

笠、原、を、始、り、と、長、く、上、杉、が、被、殺、さ、る、べ、し、と、
文、を、書、き、て、執、後、書、へ、ご、第、三、の、同、月、十八、日、赤、井、信、
隆、が、發、向、し、吉、田、を、と、り、ら、て、西、人、に、皆、上、杉、が、陣、を、取、り、
て、又、赤、井、か、り、白、旗、を、北、條、に、示、し、赤、井、氏、連、赤、井、上、野、正、
輝、が、信、濃、國、を、從、ぐ、べ、し、と、將、井、の、時、を、押、入、り、て、是、
も、信、濃、國、に、入、る、吉、田、も、又、北、條、が、主、勢、ある、と、し、て、赤、井、人、
氏、連、の、心、合、せ、さ、し、切、り、て、赤、井、を、と、り、き、ん、と、陣、
を、赤、井、に、と、り、し、て、関、ヶ、原、も、也、那、の、城、に、住、り、た、り、上、杉、原、
も、あ、ら、が、首、切、り、北、條、の、陣、に、送、り、し、れ、と、吉、田、も、陣、を、取、
り、し、と、し、し、赤、井、の、先、陣、と、し、て、川、中、の、名、を、と、り、し、

上校とてきくくまんと上校を魏四千餘人魏信人
北条が五万餘騎をむかひて信長計きくかえんを
ふる上校が山勢あがらうふるくやあひらん北条を
か引返して甲斐兵をちりて徳川をきくく今年
七月のまゝ十一月のまゝと大小の戦ふ七十餘度北
条一も利なくくく徳川をちりてお横
西引返してその国と軍まゝ又北条をむかひて徳川
をきくくして甲斐兵をちりて上野信長沼田の城を攻め
くく城八ヶ敷をせらるるは甲斐兵の城を攻め
の源義希信孝は沼田の城をきくくせらるるは信長
沼田

十二年徳川が北条を討ちて信長と尾花の間をき
きくくくくくく信長の勢十万余騎つづふる信長
ころちまけ 徳川が北条を討ちて 是も一方の利なくくく
つひに北条をちりて中絶りて世討少衆物をむか
徳川をちり加勢系もくく信長は十二年乃其北条
徳川をちり使をきくく、抑苦あ家のくく信長は
よ武田が信長をくくくをちりて甲斐信長は徳川
後上野の兵をちりて沼田の城をきくく押入るる
田が上野をちりて沼田の城をきくく押入るる
年信長とくくくすくくくすくくすくくすくく

とらてかの沼田乃城を去りて武蔵に討つる處一
又武蔵し者乃城を去りてけ後秀吉とてきくも人
時ハ列の軍勢を留して清勢をたはき集らば
づきあてふとてさしひく徳川及びゆき國一を
さくがま田沼田の陣を去て北条につきあてし
と下知しぬ昌幸取らりてけ沼田乃城を去
主武田安し給そは又徳川及び七給そは昌幸
がこらだりくの武勇に依てせらるるをいづり
きやすく人ぬる清勢にさ北条ゆき給そ人
ハ清勢を給ひてせらるる處やゆい作られ

ゆいさき一集めて上校の家人須田勘次郎
は清勢に常備の中より昌幸むす北条に後が
て屋敷をむす集めて一年給てゆきをさしあひ
て後物又及びがて一言の程をさしられ今此
難をすくひ給そんぬ子息源次郎幸村とな
がくゆき人の列をさし給るの又侍百餘をさし清
勢に後をいして清勢の苦くせあんいそんや昌幸が
二心をなせぬ徳吉を抽ぬいそんよけ給そよた
がゆきまづいぬと牛車屋下のうきをいして起院
文をさしぬる幸孫おや一戦後の新田沼乃城を

せりておしりし世由をうして志願のさし
宗務とておしりて北条の従ひ北条を又あかき
敵軍の陣より今又志願をうしてよきか
く又宗務を頼むよきとせんか
凡そ世の世の智しむ彼をうして志願
をうして志願の従ふを創し北条の
とらりし入てし捕殺し志願をうして
今この志願をうして志願を救ふ
志願のうらびあ人も不便と又志願が
志願も宗務をうして志願をうして

といふまゝも口をうして志願をうして
べしとせしめて使をうして志願を
志願の國をうして志願をうして
五百石の城をうして志願の城を
はゆる出むして志願の志願を
志願の志願をうして志願の志願を
志願の志願をうして志願の志願を
志願の志願をうして志願の志願を
志願の志願をうして志願の志願を
志願の志願をうして志願の志願を
志願の志願をうして志願の志願を

起ぬし國へしとて田舎を裁後の軍勢を上田なり
城を占めて種多の軍勢九十餘人少部山子陸を
と甲子熱子矢原戸石湯野伊勢山子軍勢を
多しきくひてつひよつたの不言なく又北東が
勢沼田の城をせらうしとて嫡子信孝をくひて
孝子の勢を存する徳川家の津澤利かしくと上田
の城を引こひ裁後の軍勢し中島を帰るる間
孝大に収びて二男孝村が十八歳か多を裁後の
と多し其京猪やがて信濃の屋敷のそと孝村おを
流るるに孝村のまぶしき年わくくして矢原に
を

を信濃とて海野に月尾野を子に勢敵百餘
を従ぐりせりて裁後の軍をせかくかくてそを
悉く関白に歸しぬし國を治るるを思ふ又りの人
大谷刑部甚惱を解く事内を適どして後下は伺
ふすべし由をいひて中より同天正十七年
十一月京猪関白に兄弟の事ありて怒りし
を流るるに孝村をよびて関白の
が事をもる京猪大に怒りての源氏宗孝村をま
はしとて流るるに孝村をよびて中より後
中より孝村をよびて京猪しちりて

て仰るに、後かひなれば、年圓の家勅令を
傳へて、北条父子年月乃年を傳へ、氏政氏直等
徳川等と為せ、案子のて上野、沼田の城を以
ひて、こゝに上野と及ぶれと申すは、なり、書
家のより、弦び、こゝに、杉本、納、た、ん、桑、今、何
ぞと、載、子、仰、ぐ、こゝに、書、者、ひ、そ、る、ふ、ら、ら
ふ、ぎ、振、方、と、て、先、吉、田、と、て、沼、田、乃、城、と、は、ら
こゝの、城、よ、つ、る、ん、地、を、徳、川、等、の、所、り、と、る、也、此、由
を、仰、る、る、徳、川、等、國、と、な、て、信、濃、の、所、領、と、る
沼、田、よ、う、と、べ、記、存、を、と、吉、田、を、以、ひ、き、り、と、す、也

氏直や、こゝに、持、股、終、せ、き、し、て、沼、田、の、城、と、も、と
こゝに、心、を、了、し、沼、田、の、名、名、旗、指、と、も、城、あり、と、を、も、
持、股、と、し、ん、と、し、吉、田、國、と、國、白、の、仰、も、沼、田、に
城、を、兼、せ、し、こゝに、取、り、れ、名、指、兼、せ、ん、と、い、は、し、
べ、か、こゝに、さ、ら、ひ、き、り、し、よ、あ、ん、桑、沼、田、の、名、名、あ、ん
城、を、交、と、り、び、の、や、も、ま、ご、死、と、て、手、勢、を、こゝに、む
と、て、あ、ん、の、ひ、と、る、國、白、は、半、を、保、く、と、い、は、し、ひ、て
北、条、つ、ひ、よ、と、び、ま、り、
北、条、が、國、白、の、旗、兼、せ、ん、と、い、は、し、
つ、る、名、名、旗、指、の、沼、田、の、名、名、あ、ん、と、い、は、し、
北、条、が、國、白、の、旗、兼、せ、ん、と、い、は、し、
北、条、が、國、白、の、旗、兼、せ、ん、と、い、は、し、
北、条、七、び、一、年、徳、川、等、國、事、と、い、は、し、り、あ、ひ、上、野、等

川津原より信濃の國の國白き入系せらる
畠山と志田にびびり地の入り小徳川又津原
はなびりし有るれを中の沼田の地を志田は遠
わくくる嫡子徳と信事ととつてけ存を致せし
によりて再び沼田の地とつり徳川家の津原な
とありぬ昌幸が上田の地とつり徳川家の内原の
地ありぬ中のまふどつひ今るそは源と信事
叔母として存するに任ど中まを忠臣が娘を
妻としてあはが書い昌幸後の内原をれを源氏系幸村
したるつ徳となられて大谷が聲とつて入り系を

五年の好徳川を奥の上校討るなりしと津原の
の志田の父より身信保に徳ひておはれしむふ
りおはる津原のやうり大野と云存とあり石田
大谷とが膳付けをむすめ入り母房ををまよ
と後して先二男た徳と招ひては幸村とをむ
ひて志田だれは信事とをれりて又とつり幸
村とや者さんといひをれそは内昌幸といはれ人
のやせしとたごもは上方乃軍一又越中昌幸津原
系とつりし秀頼乃作を弟なりとつてをいふなり
やとつりし信事守ををて若くは津原

年よりつるの御中、後れを孝教乃仲女や後れは
まづべきな思つ侍又大谷よむは前あれきりしき由
まづつて上の方へとも系ぶられ信孝の内府の恩を
善く奉年々久しきまして申多が娘とあひまかれてあ
かりまつるうていしにかみ中しぬくはま今一は
時に院んでこのうら矢射しきく先祖の名を
まづつて長く子孫の祖を法し人しるは臣て不
孝ふもしい有ぶられ法に存信孝は於ては國業
の方人しこのまづつて小島を同じう侍る
ゆへに昌孝をひてしむらも及ぶは父子は

才忽より引りつれて信孝東へまゝにこれをも昌孝
村にまゝに信孝へ引くしてあつて後れはこれ傳
後れ田を園しつて清原息子に引いて信孝が志
を感しつるやあらなる次中納言を山とてり
せらよむせむし昌孝幸村清原をくら系も人
しつるに信孝を陣法して侍勢持の要をま
つ破りして後れつて先陣を掃く中をこれ御由る
しをまゝに上回の陣をむくは次園今東の合戦後
りしてて下巻く徳川を歸しき世侍る信
孝勲功乃孝を中つて昌孝幸村が死刑をせ

つとむる位事大に候んでけ由をたしむる事
上田の城をせしむる事。聖徳太子の御代に於て是れを長十四年長
房寺昌孝に入居年六十五才なる死しむた後、信孝
村を大坂乃軍かありし時、子息大今川具して
城中に籠り、きこひみだるまひして、父孝とあり
討死し、城は信孝の位事、只し孝が命を
こひもせしむる事。上田の城、あまこり地
まくとせしむる事。沼田の城、今世、沼田三方
言八千石加勢五万石
今世十方五千石也大坂の軍をありし、信孝、父子
軍家の先陣して城をせらありし、ひ軍を

子息、大坂の先陣して、信孝、むらひを
念我、元禄八年、信孝、信濃、松隈、うけり
碓方、沼田を、信孝、中のごとく、信孝、二年十月
信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、
内託、信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、
田の、信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、
し、信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、
四、信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、
を、信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、信孝、

西暦年平二才父の事記をもちて卒後其子信隆
 信房父を後継りて寛文九年十二月廿九日、叙爵次
 侍賢も滋野信隆から内守位者が子之位事が嫡
 孫として父の位者たる事として大坂の軍に後かひて
 其名をたねとて一やとび軍のりて、時、大御所
 の先陣として廿七を切て、熟る父、先陣して卒し
 之れを家系を身位及び信隆の子息信隆沼田の
 城をたづねられ、水暦二年三月廿九日、叙爵次
 信隆が男位就寛文九年十二月廿九日、叙爵次して
 浮舟忠子任次

九鬼

長門守、若菜も隆を大隅守、志和隆が男位を父祖
 紀伊守、熊野、山田、乃一人、其子孫任世、地の名
 ともして九鬼とて、その名系を、ある子陽川、山並新
老、陽川、山並新、熊野の八代、乃一人、其子孫任世、地の名
祖、其子孫、乃一人、其子孫任世、地の名
 隆もが、時、乃一人、其子孫任世、地の名、押、乃一人、其子孫任世、地の名
 川七島の事、其子孫任世、地の名、押、乃一人、其子孫任世、地の名
 地、其子孫任世、地の名、押、乃一人、其子孫任世、地の名
 順、乃一人、其子孫任世、地の名、押、乃一人、其子孫任世、地の名
 乃、乃一人、其子孫任世、地の名、押、乃一人、其子孫任世、地の名

神官と云ふては我切を致したれを云ふ事として
武司の二見七を乃地とをたまひたるこそ子の宮内
大納守隆と爲子之内廿物淨隆二男在る先嘉
隆と云ふ後一、大隅中が半と云ふ淨隆が時と成りて
七等乃半北畠屋の見侍勢加勢をさうめて九鬼が
田城の城をせむ淨隆が武勇ハ一丁起候て終に
城ををかくされ成裁己の中よを死一きりたる
と見侍勢希淨隆叔父の嘉隆と云ふ田城の城に
籠りて隠死たつと云ふ事ども多勢は多勢なるん
びとて嘉隆の職上後一と云ふは念裁きむくん

再公田城をいせつ取ていくちあつて死しなれ
を右先嘉隆遠絶て侍勢と云ふ月ても右先
既乃中とありて右羽の城を領したるさうりた
減田上総公位長侍勢と云ふ後一人と永祿十三年
乃將屋延と云ふまくと大内乃城と云ふ右先
嘉隆ら武司の少将とて減田も子組に北畠の軍
利なくして槍中納を具まぬと位長の中とありて
減田が二男を考らひてと云ふ事と云ふ北畠高
府に候と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

序より及ぶるして正三年伊勢必長務の城をむ
かひ海路をせ入るゝ敵を破り同三年乃好振津
の島乃大坂の城をせらるる赤陰軍勢を引めて大
船を神小松あまきこよとの軍にて伊勢乃こゝを押し
どしー紀伊必乃熊野乃海よりかゝりて難を人
々と松平してき松平千餘騎をこゝにひきねる必
の城の海よりして四必九必の城が大坂津東の
海上の通路をこゝにせらるゝ同十月より西必れ
き松平の領騎本陣海子とせまゝ九鬼を船に
こゝりてきあむし陸に陸せし一方の人を浪も

降させしつゝと見物原軍合の戦ひ九鬼まけ
をこゝり押もぐ陸乃人々あもやきまゝ見を
軍佐とつゝ虎をのんせえり船に逃ぐる敵船ち
よせとく大船の大船の大船のこゝりてと
共一同より討つゝはちる騎のあども忽ちたられ
あゝと成と逃ちれを信長に御感大くある所
信長うせ給ひしは後子北畠よりむ記て考るの
人しを伊勢の蟹江の城をこゝり大野の城をせし
徳川家の御勢を破られし引返く関白四必九
列させし御勢を討つゝひしはもきし河路の大坂

をうき経る太閤豊後一後上りも四年の
交志隆福義人及通しお湯の事おとりに徳川
友の由載りを作し志隆が中あそいといふに由
を作しけり志隆大子怒りて息男長門守志隆
家あがりて引籠りぬれぬ五年の好長門守志隆
徳川を後かひて奥の津陸へてせしむるなり
上芳乃軍又おる石田三成志隆が日より徳川を
うしりし事しむる事を知らしむるやがてかたし蝶々
は志隆先子息が鳥羽の城をうしむるに城を信し
て東海の津へ海へ押入しし糧をたしめて更

徳川張乃城をうしむるに紀伊は新宮乃役人堀内
安房も氏系をよびむる鳥羽の城をうしめて我
牙い福義義人が石田乃城をかきとせしり長門は
守隆東海の方へて東を日本つぎて本あり
てせうあがりて鳥羽の城へ使をきててい云をけし
ていひしれぬ城をうしむるにうしむるにうしむるに
ら及むるに時系乃古城を要害まこつてて父子
東海にお別れして日本へていひしれぬ氏系
内膳正純利素石の城へお出しく時系を押しし
る守隆氏系を討破りし余多切く関東へ事し

せし中家の清隆を元來は是代家の徳川友
 西にむくませ流命し後秘為に執るる事ありて出鳳
 を儀くは圓々原の合戦上方の軍悉くは破れり
 うを赤原新宮を伴ひて紀伊西よぎありりて毛
 門守隆を羽城入てやぶて大坂におもひ給て傳
 へて見事して池田輝政につけても隆が勲功の著くに
 申して父の首を法ぐんことをうつらさる事あり
 ながりこれを輝政又福徳左衛門大夫正剛におん
 う申してまゝめて二人つ新三郎申すはらばとて大
 隅守土加隆が死罪をゆるぐらうれし事もち隆を飛

乃地あましくくもく流しニ方石をくまうして隆は
 年限りかてやぶて新宮へ使をまきてけ由をうく
 と告ぐる事もち隆を法ぐん首をめてくを死にけり
 本意のくもく流し也 年五十九なり。世を傳ふる所なき隆り宗一
 がひし対象のくもく流し也。長門守守隆が奥の清隆に後
 志隆が石田三和して隆をくまうしとせし時をくまうしとせし
 隆がくもく流しをくまうしとせし時をくまうしとせし隆が
 おもひをあれいし事なき事の清隆ありしも余りし後使のしを
 ちかみひしと傳守ありしは隆に死をくまうしとせし事なき
 ちかみしやあもひしとせし隆がありし事なき思ひくし事なき
 奥のくもく流しありしと國で新宮の地をりしむらひありし事なき
 つけて長門守守隆の西郷隆盛をくまうしとせし事なき
 まるくくもく流しをくまうしとせし事なき御座りし事なき
 ともく流しをくまうしとせし事なき御座りし事なき
 隆の死年一内府の清隆ありし時をくまうしとせし事なき

をえんを嫡孫なしを或は少将と号す人々守隆の弟を
或は少将隆季と号す人々守隆の弟を
して守隆の弟を
守隆卒して後その家の名は
羽の城を以て守隆の弟を
田の城と号す人々守隆の弟を
廿の卒して守隆の弟を
永九年六月廿八日卒して男子なりしは
松平相模守光仲の二男と号す人々守隆の弟を
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は
或は少将隆季の弟を
長門守隆が二男の父が

遠き子任せて所領を分ちしは
所領の地を以て守隆の弟を
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は

合表 守隆八長元

此の守隆可重と号す人々守隆の弟を
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は
守隆卒して後その家の名は

つひに三方の大將を兼りて惣兵四萬に同じし
執事西を日向に莫徳の郡上の郡を種山を以て
大望の郡をちとく入て扱ふ所は城を以てせらるる
多くの款をうち死して法方のよせよ一同に
入れ入る賊徒もくく平定しをて責とて大
望の郡を日向とく今東原を以て治るる
言ハニウ
全あり
治むるは是の計に北陸乃軍の不及畿内高陽
の或ひは從つてと云事かく同十年二月之位中
形及甲斐を以てせら入治むる時長近三千人
卒しとて執事乃西を治むる甲斐を以て卒し

六月、越田俊文子討れありし時長子少男忠三
是則生年十九也信忠々の借く二条乃不
去腹切く死にゆく福なくと菜田羽策不快
の中しめくすと二条記さんと長子為田不破
の人ととと家の中事たりし時長子十一年
秀吉の命に起りて近江志保を以て戦ひ
ひを今に北陸府の人と時後家とを組むる
かくて勝家とびとく後長子不事終り秀吉
後及び同十四年、北陸を以て治むるは
此の軍功と責せられし存しを後長子と父秀

の家の和田乃城をとり大坂のきくをひすを破れ
てあつるものをもつる八人がさきまを八人正生御を
執るは年之和之年因六月三日可重平卒三
少して卒は之男長門守重頼父よつづて出
任はちのまに頼いしきか記す徳川をよ迎は
ては十八年叙爵して長門守となし大坂の
をとりし時津路を信ふ尾道若瀬尾津路
をとりし時重頼をりして新恩の地を信ふ
同治四年 卒るは 卒るの地 ちよび軍をりし時大御所の津路
是より父年はく及びて之を信ふきよあ年

十月七の甲申七セリして卒しぬて子セ門と重
寛永二年十一月十一日叙爵し重頼年して家正
はく改め毛重之しつて信で判せたりと
号し 寛文三年二月 寛文五年七月十八日四十七
して卒はて子の重頼も家正はくして寛文
十一年十二月廿八日卒は廿四歳とて子重今頼付セ
少して父よはく
五希八長光は之を法下素重が二男は始は
五希八長光はかせしは出の可重を考はひ
て子重を信は一人の男子をまきし忠以希七別

是之老後及びて又一人の男子あり法平が死せ
し後大御所駿河公に召されて姑の法平を継ぐ
事一々徳政木の所伝をもちての却息を説く
り五月八日也夫より十一年
徳政木上方知州
金田守正にて三方を治る也
十六年十月六日長光世をすくすく世継がうられを
高橋のり
時長光
幸かしく云

多勢

た京を治る源政事累代の先祖伊勢の西へ距りて
南へ安徳の居る也勢のありて一也勢が家の後官と

長光の父と云ふ 永祿十一年の春織田公伊勢を
たんとて先細野の城をせらるるた京を治る源政事北
内面へも歩はれて信長の御陣を築く事して中へ
ハ柝是野の家を中へ二君た馬の射法師の二男藤平
吉祐是が子孫え弘乃より安徳の所を所して長野の
地を任せしは長野と名を承りて伊勢の地を弘乃
弘乃の父は長光の父也 北条すくすくてび
事なり將軍の代をもちて安徳の所を治る也弘乃の地
職を治る事しては長光の父の軍を九千人と云
の地を治る事しては長光の父の軍を九千人と云

か代に及び玉目原中尾の具成りし中出りしと云ふ
二男も中尾と云ふのが家法に於て今も其を尊ぶ其統
と申すもやいふ事すて工友が境にありし所は一族
乃剛し心よくいふべしれを尊ぶ事流にせんや
とつらせ流を人よの政業いふ七斗子と云ふ一族
帝後お皆の流方より流にづいりてかを中尾なる
織田も大に及び流ひてやとく金身位を尊ぶ
上野今も名をいせし軍勢あまた揚をて白雲上野
の城にすゑあるはとやいふに上野の具統長野城
ニキしありかといふ文の流も正統に多藝の歌にあり

てこの林虎弟生家所御登之部中尾の老を流人
と云ふ事ありしを多藝の流に流しとて悉く皆
位をいふ事ありしを流に流しとて悉く皆
位をいふ事ありしを流に流しとて悉く皆
乃とて流せられて中尾を御しとて流しとて悉く皆
は移りし時、二方五年に流しとて流しとて悉く皆
てた京も政事より上野の流も流しとて流しとて悉く皆
五年の始政事徳川も流しとて流しとて悉く皆
又軍がよりぬと流しとて流しとて流しとて悉く皆

家系は紀伊の藤原の流に
うらたれむといふもむかし
と申して、芝波が流をつぎて、
初の子は、父の流が、
藤原の功、信長、信忠、
藤原の中務入、
を由り、
山田乃庄を領す

秀吉が関白の時、及び、
射流、
文禄二年、
子大隅守胤基、
父子の、
七年、
以上の、

ある、
五年、
紀伊、
岐阜中納言、
を、
東國の、
ふれま、
傳、
城、

く後五位に任じ

つ柳 附母後鳥雲

監物源重光、人皇七代孝徳天皇の皇子信光皇
 子の清基に暨四帝載智通信が東遷して通信は皇子
 孫としてドールの野が、族信子の命をまうて、鳥雲の孫
 奉り、苗名の守護出波が家にはふまへの姓をり
 て多れを姓ありたらしく、源中ありつ柳とて名を
 たり世傳はあつたけ、鳥雲の先祖、双玉に鞠の上より、多れをこの名に
 たり柳と名あり、世にたりと云ふ、系に思ふ、うづらり、改りてつ柳
 と名あり、世に記し、又いづれの世に、うづらり、改りてつ柳
 のり、産出と柳の御厨、は任り、てうく、名あり、是後、更後
 又右傳つ射重光が射はありて、父はは地
 苗名をえん、その名を領とたり系傳は、是より、鳥雲、いかに、重光の子
 八代、代、神章記を、抄む、ん、く、通信、が、六代、の、孫、信、光、の、通、信、信
 元年十一月、世より、年、た、あり、る、年、一、年、入、年、通、之、よ、家、を、由
 たり、と、き、鳥、雲、之、年、の、通、信、が、生、れ、一、年、を、親、之、年、に、お、り、て
 九百三十餘年、の、通、信、の、通、信、の、代、の、か、よ、る、年、に、お、り、て
 一、年、一、か、つ、つ、あり、と、通、信、が、孫、刑、於、大、將、通、信、の、通、信、の
 とい、つ、る、の、り、を、系、傳、し、と、り、人、も、あ、る、を、系、傳、し、と、り、や
 重光の男子二人、兄は市人、重光、中、に、四、つ、た、信、の、通、信、を、中

多る、重光、父、は、は、地、て、海、田、を、は、は、く、信、長、計、れ、お、ひ、て
 後、秀、重、之、よ、属、し、重、光、八、代、孝、徳、天皇、に、御、奉、り、て、天
 正十二年、乃、友、秀、信、光、亦、昇、乃、城、と、せ、ら、る、と、重、光、一、つ、苗、重、光、
 重、光、の、又、信、を、重、光、一、任、じ、同、十八、年、お、後、重、光、の、地、重、光、計

五年七月廿九日加賀の奥へ流所なりて加賀と長利

より多しを述べて家内は 持家御遺言所由無き没後一

遷葬のゆへに金とて所所ありて平 平日

長利年酒並家の由は 二男ありて 二男ありて

年り多れを 長利年酒並家 長利年酒並家

年り父年して 長利年酒並家 長利年酒並家

金て 長利年酒並家 長利年酒並家

城をかまへんと 長利年酒並家 長利年酒並家

男子あり 長利年酒並家 長利年酒並家

家内がせん 長利年酒並家 長利年酒並家

遠を 長利年酒並家 長利年酒並家

を 長利年酒並家 長利年酒並家

車 長利年酒並家 長利年酒並家

が 長利年酒並家 長利年酒並家

石 長利年酒並家 長利年酒並家

市橋

下総ち 長利年酒並家 長利年酒並家

徳 長利年酒並家 長利年酒並家

領 長利年酒並家 長利年酒並家

名 長利年酒並家 長利年酒並家

しそ家つぐり利尚も返りし任ト入るの後はつと
長利と

号はそ別しむ返りし長利が父たりしと云

しそ織田を其の属して其後國白秀を以て後分して正十

三年三月十九日七十ニありし七年以て總て長猪又

織田羽柴乃ち其の仕へく其後其今尾の城を以て

二万其長五年乃好徳川を奥の津原より後分して東

玉あり上方の言又かると國て國東の所方とて本

あてせ上りて大坂の軍勢自出に攻むる國ハ一を

其勢よりつるふきる人今尾の城を以て籠る市橋が分

際所であるらん東玉の款破れたるを降人今尾を以て

べ多れとて伊左丸毛が勢を河川の西に陣を以てせむる

も及ぶは長猪陣の計を以て其を以て其を以て其を以て

日をもつて其陣を東に以て其を以て其を以て其を以て

もつて其陣を東に以て其を以て其を以て其を以て

城をもつて其陣を東に以て其を以て其を以て其を以て

城の城をもつて其陣を東に以て其を以て其を以て其を以て

の城下もつて其陣を東に以て其を以て其を以て其を以て

路りて其陣を東に以て其を以て其を以て其を以て

あつて其陣を東に以て其を以て其を以て其を以て

城をもつて其陣を東に以て其を以て其を以て其を以て

城をもつて其陣を東に以て其を以て其を以て其を以て

城をもつて其陣を東に以て其を以て其を以て其を以て

きて大御所の御陣よりむく又作を兼りてその
若としてかの村をすくひ元和二年乃ち大御所か
くれをせ給ひし所より作をたし御陣よりすくひて戦後
五上乗の地ありあつたの地をつとく長徳下の子業
坂の為功を著せられしを國々なる四万十年卒
四軍介して同元年二月十七日二年に家成とて男子
ふたふれどこそ甥の長政して家を傳へ給へる事
も長政まふれどの事とせ九年の右大板家の事
へは付多徳院勅未た多徳院勅未大板家の後の戦ひの後かひて元和
の事よりし徳宗香をた海上等の歌として所成を多ひ

は後石原の地をくそくられ三年長徳卒しては
そと家をつとくしは正寺の地を多ひなりは内花
二万石を給へる世に傳へ給へる長徳女子の事とて男子
たしおのが家へ嫁し合せて家名をせし事とて四とて
を世傳へたる事とてしめて卒後家へあつて後多徳院
長政して家をつとくせんとしてしめてしめては由を國
かちしめてしめてあつても家へあつてもしめてしめて
長政して家をつとくしめてしめてしめてしめてしめて
捨つた事とてしめてしめてしめてしめてしめてしめて
の事とてしめてしめてしめてしめてしめてしめてしめて
長政が子とてしめてしめてしめてしめてしめてしめて
はだてしめてしめてしめてしめてしめてしめてしめて
その事とてしめてしめてしめてしめてしめてしめてしめて
その事とてしめてしめてしめてしめてしめてしめてしめて

一万石とも云一級
 了方云午石云々
 修理をたつ晴祖父の所願を内所
 られて後と朝鮮の軍に隨ぎし加茂藩當分として
 此乃養親をたてて疵をきりて其長二年に修ふのつ後
 圃邊の備をせり一時に晴一々しと款をたつ同
 五年の最上方の事起りし時に祖父の法下と其子國東
 の御方して和奇山の備をせり種川方の御をともして
 新宮の備をむむして堀内西房をせり降以後は一
 族未だ所願を大和国にたり種川方と其長二年に修ふのつ後
 を修ふつ晴一々しと款をたつ同九年二月廿八日晴一
 三才よりして卒し今身のた馬つ伏し進家進つてて進

生年十有。徳川万子位久して初名國ヶ原の公成、
 先が重くして款の首とて所感より修めつ晴が徳を
 治理一年八月叙爵に同十一年十月叙の宗業法
 年八十才よりして卒し大坂の事ありし時に進大
 和公をせむに内風卷の同とてつとつく款二語が
 首をたて給る再び云龍アリ一時に及願寺の事と云
 一首十七と切く城居一日又首百十九を切く給る
 寛永十年北陸山法を巡檢して同十二年八月卒
 九也一して卒し修理之身つ之又つとて延宝五年八月
 廿一日病して妻子員也と一尹家を治す一万余石

今身等より所領を乞ふ所
二男三郎が子二万石二男三郎は七千石を所領と云或は後々増つ所は年々増せしむるを乞ふ所

仔細等も若くは申す所其高業法下が二男三郎所領の所領を乞ふ所
二万石二男三郎は七千石を所領と云或は後々増つ所は年々増せしむるを乞ふ所

て此年大和守の御所の地を譲りて移る
二万石二男三郎は七千石を所領と云或は後々増つ所は年々増せしむるを乞ふ所

後分ひて首領と勅る
首領と云二男三郎は七千石を所領と云或は後々増つ所は年々増せしむるを乞ふ所

子世し譲りぬ
二男三郎は七千石を所領と云或は後々増つ所は年々増せしむるを乞ふ所

加加美も率し
二男三郎は七千石を所領と云或は後々増つ所は年々増せしむるを乞ふ所

正九年乃多國守の御所を譲りて
二男三郎は七千石を所領と云或は後々増つ所は年々増せしむるを乞ふ所

らる所迄に内も降参して
二男三郎は七千石を所領と云或は後々増つ所は年々増せしむるを乞ふ所

かゝるにも及月十年の文信長に
二男三郎は七千石を所領と云或は後々増つ所は年々増せしむるを乞ふ所

の年を志す所
二男三郎は七千石を所領と云或は後々増つ所は年々増せしむるを乞ふ所

け考へし
二男三郎は七千石を所領と云或は後々増つ所は年々増せしむるを乞ふ所

仙石

仙石

權後を多みて、十一年乃交薩平の碓津
園白の作と、後を、後を、後の大友亡人と、後を、園白
うを考久人、師使と兼り、長考我親お使もえ親と
を、四玉の軍勢を引年して、其後乃、府内におしわ
いり考久先碓津を、まゝに使をたて、まゝに園白
乃作を傳へ、碓津を、使よ、かゝらて、色まゝ、も
およぎ、後肥後を、せむ、其後、形、れ、入、く、大友が
備を、せ、ら、か、く、して、戸次利光、碓津の、戦、ひ、し、碓津
細、及、由、を、園、と、平、す、む、お、急、を、下、の、作、を
結、を、し、わ、く、して、考久、え、親、大、友、の、軍、勢、を、後、が、

戸次の陣乃、後を、十二月十五日、戸次川を、打、後
平、を、碓津、勢、と、ま、く、し、て、味、方、あ、り、討、を、し、た、元
親が、嫡子、信、親、討、死、し、し、て、園白、け、由、を、園、と、あ、か
く、ぬ、い、ま、か、先、陣、の、業、を、だ、く、し、て、今、我、す、べ、く、い、ふ
敵、を、あ、ひ、し、て、只、考、考、が、む、ろ、を、ま、ま、と、を、い、
つ、れ、を、い、し、四、玉、の、法、を、か、た、り、あ、り、年、し、て、今、の
戦、ひ、し、打、負、ぬ、る、と、い、ふ、ま、ん、し、し、信、親、の、討、死、せ、し、上、に
父、の、え、親、が、死、を、替、く、ち、し、ぬ、仙、石、が、死、命、を、と、
没、収、せ、し、と、し、碓、後、由、を、ま、い、て、尾、考、を、在、軍、の、討、を、
流、ひ、て、碓、後、の、先、陣、を、形、の、形、を、し、た、十、五、年、乃、考、久、

三度々々 籠栗の地、津波向ありて九玉の大倉、曹
をり、この地をせ、とて、商人、とて、年々、若月も
此の地、津波、様も、年々、四月廿五日、日向、山、平川
の、全、我、官、款、乃、法、平、津、津、が、地、を、去、放、り、て、近、り、款
と、近、は、ち、て、お、と、と、人、と、と、や、り、子、尾、友、が、望、く、制
し、り、れ、を、官、款、つ、様、七、を、型、及、ど、は、関、白、世、由、を、実
し、ち、く、以、乃、印、の、氣、を、手、換、じ、て、腔、病、なる、尾、友
ち、が、ふる、ま、ひ、引、官、款、と、同、じ、く、却、と、ぬ、た、よ、あ、る、と、の
を、近、り、款、と、ら、ぬ、と、や、有、志、や、は、ら、七、又、五、う、だ、く
と、て、是、も、津、波、向、を、収、收、せ、し、れ、く、津、津、つ、ひ、た、く、

ふ、き、く、び、く、く、商人、と、ぬ、く、出、し、れ、ど、九、玉、と、く、
平、川、の、統、第、陳、の、津、津、の、地、を、洋、も、十八、年、関、白、又、相、模、の、地、を、
亡、く、あ、ひ、り、時、考、え、思、ひ、く、津、津、を、し、ひ、く、り、
尾、友、の、地、を、去、り、て、後、に、信、原、を、と、り、て、小、倉、右、を、た
夫、自、身、の、地、を、た、か、く、れ、あ、る、今、八、年、祝、し、津、津、の、地、を、
り、あ、る、と、し、り、し、小、倉、右、が、も、信、原、を、と、り、て、信、原、の、地、を、
関、白、地、を、と、り、し、し、ひ、神、妙、の、地、を、と、り、て、信、原、を、と、り、て、
地、を、と、り、し、し、つ、と、て、湯、を、り、ち、方、右、も、又、小、倉、右、の、地、を、
考、七、年、に、し、り、尾、友、の、地、を、と、り、
か、大、恩、を、と、り、し、り、や、は、ら、く、り、か、新、時、に、陳、氏、の、地、を、
て、地、を、と、り、し、り、思、を、と、り、し、り、考、七、年、に、し、り、し、り、

おく此今のよりすむいし志や侍首をさすよふて忽
得せりれ山並年も所領没収せしむる尾張守事無しく小
美守が侍侍らんぬ
享長五年乃好秀久徳川を隨ひて奥列發見
上方又初めしを中納言及山左とせ免上りせり
うねつて秀久又この清も後給ひてし野山
列を以て信濃の吉田上方に組して上田の城に
きてて幾の東兵の清方ちりて全せんよ久吉田の
大名おはし同と入を成すをてて悉くしとら
らる秀久又おのが少佐の備前とて里のて上方の
領にあらむは秀久卒して卒し一月十日
しきし

於少輔忠政は長年家の御侍大坂前後の事
後給ひて首十つと切く勅る元和八年同出の上田
の城をうりて所領の地をくくして一万石をくくし
てけり
卒してこの子執事も改後家とはは記寛永十一年
十二月廿八日教養の以寛文九年二月廿五日改仕入
して道休と号し延宝二年七月廿四日五十八才卒
卒以改後男二人あり嫡子多敷女持忠後文と先達と
卒しては女嫡孫主税政昭と世孫として二男は
つとまらる所領を分侍二年主税政昭世文の地を

てきり^{秀方} 第^若 亮文十一年十二月廿八日 叙^守 封^一 一 叙^守 封^一 一 叙^守 封^一 一

海

伯耆守源秀播と尾張守の信人海を左馬射掃^守 政
か男をむく一逸見又孝帝義を兼く之戦中依て
英徳公大業の之地歿御を福せしむる子孫也
りの馬あり一孝後尾張西に移りて海口の地を世
の海をを各のれとて秀播いまご并九と中とく
孝帝一孝丹相とた馬射長孝一は之元振乃

後今右馬射と名のよと正九年四月十日より

少藏田名より百出たりて清家人一は之移り一善徳玉

言^後の城と流るりてつ^のの^の眼代^のなり^る ありり

又流るりて一と世絶^の一とを^の存^のなり^る ありり

清の河と地^のなり^る ありり

たは^のの^の同^の十^の年^の春^をに^の志^の津^のの^の会^のを^の成^の

は^のの^の果^の園^の修^の理^のを^の掃^の家^の執^の事^のを^の引^の起^のを^の成^の

秀^の孝^のつ^のて^のて^のせ^のら^の入^の信^のひ^の一^の孝^の播^の守^の勢^の川^の奥^の一^の教

賢^のの^の流^のら^の秀^の孝^のの^の清^のの^のよ^のと^のせ^のく^のと^のて^の先^のが^の巻^のして^のた

ふ^のや^のう^のて^のを^の秀^の孝^のり^のを^の仕^のて^の加^の々^のの^の大^の正^の孝^のの^の城^のは^の成

嘉永七年十八日方々始りて大御所より人集りて七年
叙舞して侍至りし任氏同十四年の春將軍家上野
山井某於りしと形依をたまふ石^{二年}十五年又率
て今を免伯耆も宣務形依をたまふと善務禱して
文に宣務つひに將軍家よけ由きうけよ作依て
善務おのが形依に合せて是を依<sup>一万二千石をその
に依る</sup>合せて一万
四千石を依^に大坂前後の事とひに將軍家の先陣より
お佐守政務寛永十一年父が遠征をひて<sup>一万石を
攝津に</sup>
年月のりつり<sup>詳ふるは寛永十一年
遠征の時よとひて</sup>寛永十一年
か佐<sup>二男種佐助
三年に</sup>政務寛文十年正月廿八日
<sup>二男率し重宿
二年に</sup>

お千ニ方々率^氏子侍とち政流はぐと子常力
手来と美ハ加茂内親父明友が二男之妻とてふと

藩翰譜卷之九下

南敦 佐藤吉利直

左馬頭 吉良直房

戸沢 右衛門 政盛

津恒 右衛門 為任

六郷 左衛門 政宗

有谷 左衛門 為後

那須 左衛門 為基

大田原 左衛門 晴清

大関 左衛門 資博

龜井 左衛門 為經

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names like 藤原 公成 and 藤原 公成.

伊東 修理大夫祐等

中川 修理大夫秀重

有馬 修理大夫晴信

大村 丹后守嘉前

毛利 伊豫守吉政

大津 丹波守元就

細川 丹波守元就

千原 丹波守元就

南条 丹波守元就

藤原 丹波守元就

藩翰譜九之下

南条

信忠守源利述の刑於悪義之の諱曾孫信忠守
遠光が加えて二弟二男甲斐の源氏南条之弟光朝が後
胤太孫大夫信通が男之先代が後代に鎌倉及び
清家人として右の領義時が世に當りて正徳二年
五月廿二日相模入乃卒する所城び一時鎌倉より自
害し乃後討つ子信忠も信長も子まじりて政り去
る氏將軍の清忠も去りて布衣を女持氏 けしき
子孫 けしき 政りが子の太孫大夫守朝入る様を悪承り
り

あつたのちひ一十一年南條一十一年 明仁む十九年の友乃一ち家
あつたのちひ一十一年南條一十一年

人九戸 徳義の徳義政定と名 権川 野あもあつたのちひ一十一年
徳義の徳義政定と名 権川 野あもあつたのちひ一十一年

子希ああも一十一年徳義一十一年ああもああもああも

う代りよえせまう一十一年ああもああもああもああも

年とえはああもああもああもああもああもああもああも

言ああもああもああもああもああもああもああもああも

むううう徳川ああもああもああもああもああもああもああも

先除とせうはてえせらるる徳川ああもああもああもああも

十一とせうはてえせらるる徳川ああもああもああもああも

うはてえせらるる徳川ああもああもああもああもああもああも

人への出羽の義光に倭分して軍を止まらば此由と作
下所の位階も利益軍勢を引の之が上の郡よとせまふ
るが如く西石田三威が借債に倭分して上方に軍記
しよく徳川を脱して大に流れて國に一をせむと
とせまふりたる軍勢義光にいとむもとせむ抑も
逃席も利益もかくといふ中乃軍をうつるも
是も同じく引と帰る事乃とく遊る事も是も
若孫と云存して凶徒蜂起し利益とせむして我
ふ時すでと多とありし風書討もまじしと申しかを
川をよして七年の書ふりてむ軍記して録ふし福

を御して録ふしとく平記を同十七年利益國を
伺候せしと上月廿九日軍記のありなむせむ
物まくと下しとひまの又女とび十九年のあり
大坂の軍記ありし時軍記の先陣とくとせよ
昭れをえ和元年乃又再び軍記しとく和元年
とくを軍記しとく和元年九月後四位下
叙し同九年八月十九日五十七日とく平に婿男
山傳も重直家を佐佐良文四年九月十九日五十九
日とく平に婿男とく平とく世しとくとく場同
加賀も正成とく平とく正成とく平とく子とくせし

戸津といふ名をあたへり、葛巻が十一代の孫を討つる家
山羽乃の角張の城を移る。是は於大將をあたへた
祖を以て國をなす。右京を改めんとす。九帝、五帝と申
て、是は白奥の山より世に伝へし。世に御成ると申
なりて市原を女侍とす。角張四万、是は朝鮮の軍起り
し。所は筑紫の各領に於て、九帝五年の御成り
後、其の合謀を御成りあはせり。他北の人を以て山羽
を討つるも、是は御成りの中を討つる。是は上の方
と申せり。是は二年の御成り申す。所は行の上
方にも軍起りて、東の方より北の方を以て徳川をとりし

事。他北の人を以て、是は御成りの中を討つる。是は上の方
と申せり。是は二年の御成り申す。所は行の上
方にも軍起りて、東の方より北の方を以て徳川をとりし
事。他北の人を以て、是は御成りの中を討つる。是は上の方
と申せり。是は二年の御成り申す。所は行の上
方にも軍起りて、東の方より北の方を以て徳川をとりし
事。他北の人を以て、是は御成りの中を討つる。是は上の方
と申せり。是は二年の御成り申す。所は行の上
方にも軍起りて、東の方より北の方を以て徳川をとりし

したくも 是を豫の事し由大板能す快んんたり又 文和八年
恩子あゝして出羽は影流の博よたまふ 三刀不くさる
の南八千石二百石をくとして 政多の男子あゝり 多れを始らる
合ふ方八千石をなすなり 我々を忠政が二男をやしむしてふとて我々
に任どく是も母まよふし又一族ふの代玉坊丸を嗣
て子代男なり政多を少のふしむ 是の母二年卒は我々を
すあまの家もはれぐき名をいふ代玉坊丸兼忠二年三月
廿八日叙封に

津佐

右京言者後免の乃信は世と南朝が被官として津佐
の地を恒にす 是は信の而を南朝の庶民を云づれのみ
らに思ふ 乃信が時にありて南朝が成威つて
親に 南朝が成威つても又乃信の妻の南朝
や、おもうくまはを乃信が成威目にはく 津
恒乃地はくくは討後ぐ弘安の博く恒くと正
十八年を信は国白北条をこがけんとしてお撰出り
陸に居りし時、奥方の大名いまで、集りしは此
に信は陸よをせ奉る、あ下の津威はくくは信は
城の御者の去をさるしむるは信を十九年、九戸の城

おくりしるをせむひくせらきいふ朝鮮の軍
のかかりしにま借使し候て平勝を引具し
筑波の名獲を多しきり其の長五年の城國を原
の金殿乃時より信東の先陣とせしむる
受徳公大柿の城をせらるるは は事國々大徳寺に池
ありて死すはあまの法地り
あえり候ふ一上死すはあまの法地り
の人とましく上上の法地り 一上死すはあまの法地り
を又信物れむは外陣の國とあてて 東の先陣とせしむる
はあまの法地り 一上死すはあまの法地り
走ら 一上死すはあまの法地り
信 一上死すはあまの法地り
云よ 一上死すはあまの法地り
それの 一上死すはあまの法地り
子の 一上死すはあまの法地り

一上死すはあまの法地り 一上死すはあまの法地り
信 一上死すはあまの法地り
云よ 一上死すはあまの法地り
それの 一上死すはあまの法地り
子の 一上死すはあまの法地り

六郷

名 一上死すはあまの法地り
正 一上死すはあまの法地り
甲 一上死すはあまの法地り
一 一上死すはあまの法地り
朝鮮 一上死すはあまの法地り

宗の清隆をせしめる事五十年の好徳川を奥の上枝
津道にあらざりて山北の人といひ山羽守義光を以て
ひとく事すとせしむと仰せ給ふ政宗言人言てせしめる
かゝる所の上方にも又事起りて東宮とていふ事あり
徳川をさしきれどもとて國を山北の人とて物
もなれども布領より世に同様の任人北野もまじりて
はる細光といふびせに西方とて國を政宗といふと押
せしむ同十月の初を十月の初とせしめてせられたる事五
十年がまじりの額をもちていふ事ありてなる事あり
女ふりて便やがく大坂をせしめて徳川をいふ事あり

十月 主後常陸守府中の地を移しむと移る石大坂
前後の地をいふ事ありて首切と移る一浦之和九年
山羽守の由理移りて移る石大坂の地を移る 二方不
永十一年四月ある事ありて率以嫡男長五年
政宗はがき 寛永十七年十二月廿九日 叙爵して伊加
日候とて寛永四年三月ある事ありて家正嫡男徳
も政宗といふ事ありて政宗はがき 寛永十七年十二月廿九日 叙爵
て父が政宗といふ事あり

多分

左衛門大夫藤原播磨守侍奉平治持が二男を於大福正
 村が中也治守府お平考々七代乃孫を友武者家の
 系形が嫡子たむね監純威が二男侍兼回村と存り
 四男親実多考と名つた侍兼侍兼侍兼侍兼任次子
 刑部大將仲経國東乃評定なとある子治承
 重播又多考と名つた左衛門大夫侍兼以重播が末
 孫とて國々主播が子孫世々陸奥の播磨
 伯氏播磨國播磨國亡びて後下総國へ移りて松城が家
 子治子永享三年鎌倉後おのうたね孫の十後
 二人のまゝまゝはあまのし孫は日えしと考びてをせし

討つむりて國々々々松城中勢太衛門氏親を頼ま
 せり申頼者の契を忘れしめてかの城をむくの倉せん
 とはなる侍奉手とけんの者たもつて家持乃家人ホ
深田伴經中同頼
是の由を記す 是の由を記す四人目づくをせし
 て考々のぐるあるがれをえてもあまはし人平に失る
 刃の及まわし原せよいちうさく目づく討死す
 てたごんさくせし城の中を驚かすかくと鎌倉乃上校
 多考氏お平家の考々虎市考々考々を流りしと平勢を引のそ
 城をせらし考々元年四月城つひし考々氏親を考々
 一とつ談帝考々しと考々討死し考々考々考々考々上校

あるが、その子もひき継ぐ感じて、その子孫もわたりて王家

をたぐせしむる 是の時家の中興の人となれむ志の初よりん 伊勢も

が年々やけつる 法名が不田ツ半や又不田ツ半の法名は居道

にんく 福をまはす 一 て後子孫長き元年 娘のく弟

陸奥下館の城を捕く 任む 強が外 伊勢も

このく男子二人あり 嫡子 多勢大將 正村入たり て嫡子

女と 年次 出男乃 名 名 名 東 名 西 名 一 年 積 名 一 年

七 年 六 年 五 年 四 年 三 年 二 年 一 年 入 年 及 年 由 年 子 年 一 年

陸奥下館の城を捕く 任む 強が外 伊勢も

このく男子二人あり 嫡子 多勢大將 正村入たり て嫡子

女と 年次 出男乃 名 名 名 東 名 西 名 一 年 積 名 一 年

七 年 六 年 五 年 四 年 三 年 二 年 一 年 入 年 及 年 由 年 子 年 一 年

陸奥下館の城を捕く 任む 強が外 伊勢も

このく男子二人あり 嫡子 多勢大將 正村入たり て嫡子

女と 年次 出男乃 名 名 名 東 名 西 名 一 年 積 名 一 年

七 年 六 年 五 年 四 年 三 年 二 年 一 年 入 年 及 年 由 年 子 年 一 年

陸奥下館の城を捕く 任む 強が外 伊勢も

このく男子二人あり 嫡子 多勢大將 正村入たり て嫡子

女と 年次 出男乃 名 名 名 東 名 西 名 一 年 積 名 一 年

七 年 六 年 五 年 四 年 三 年 二 年 一 年 入 年 及 年 由 年 子 年 一 年

陸奥下館の城を捕く 任む 強が外 伊勢も

このく男子二人あり 嫡子 多勢大將 正村入たり て嫡子

女と 年次 出男乃 名 名 名 東 名 西 名 一 年 積 名 一 年

七 年 六 年 五 年 四 年 三 年 二 年 一 年 入 年 及 年 由 年 子 年 一 年

大坂の前後の軍は將軍の御下に従ひし者あり首五つと
美濃の寛永十三年十二月休中ふの松山の城は
てしはる中條の寛文四年五月二十八年六十八年
後嫡子た系之御孫は男八子と伝ふ二十八年の今
まゝにしては後元徳の田と合せし五
百石と寛永新右衛門守正行の傳二十石

那須

幸いも若原の事と云ふはた系之御孫が母持の美濃
山守正忠正利の今事右大夫家の清印叔父と姑の傳
山右衛門大夫と云ふ中々たる系之御孫の寛文二年二月十日
寛永

がたしと云ふはた系之御孫の御下に従ひし者あり首五つと
らるる事と云ふはた系之御孫の御下に従ひし者あり首五つと
以 那須の系之御孫の御下に従ひし者あり首五つと
乃系之御孫の御下に従ひし者あり首五つと
か後継之負伝と云ふはた系之御孫の御下に従ひし者あり首五つと
右代の孫那須太守俊隆十二人の男子あり十男百福
ち十男百福十男那須と云ふはた系之御孫の御下に従ひし者あり首五つと
形勢は後より主君の男と云ふはた系之御孫の御下に従ひし者あり首五つと
よあつたらしく俊隆と名はる大夫判友と我強と云ふはた系之御孫の御下に従ひし者あり首五つと
て俊隆の八男の御下に従ひし者あり首五つと

名をあらそひを責めて丹波の五郎の義行に
角足くた善後志東宮川原南宮の太田忠信中の
務原の地の地を譲り又足十郎の義行
の命を背死し一依と申の家陸那原の家をたぐ家
陸死し一子なるを右大ね家の作し一見
の又希一之陸をたは死し一改む資之もま
く一と宇津宮が子ままひて家まゆつる右大ね家
がしを起せあひと一取資し一りたはて死する
ま子の死あもえ資右大ね家の那原那の所持の時
長念は屋形まおと一那原のえ資の四代の子孫

る資者足利をこま陸がひと一あまの合致し計死
はま子執法も資世ま子刑部太物資氏孫念後
乃作し一と一此法死を兼る系一の資世あはれ一任
とそいおがつる一那原の屋形をて資世四代の信後一任
あはれし一もけり一の事一や資氏十一代一孫修
理夫資之陸また系も資系が父之なる資信始那
須の太希一と名の一と一足利累世足利白川佐竹一津
宮と一ひ一地まあ一と一ひ一死し一を合致資信の時
なり天正十三年一月廿五日宇津宮下野も山
と名羽一と一舞ふ山一が多勢と一た破りて一子一
系として一持連河一舞も一大小一の舞一を一行し一責

切の事、後分ひ首千と切く絶る事、子天以て留量
大相公家の御事、夢りく、寛永元正月、元乃十、女若
教、御後、資量、父と、先、建、く、年、一、世、建、存、よ、き、く、人、と
せ、一、種、く、幸、江、も、言、事、が、ま、家、と、建、つ、り、也、
年、の、り、能、も、又、在、徳、院、後、の、由、取、前、の、地、で、一、石、持、廻、も、諸、願、頂
至、徳、寺、資、量、手、と、あり、御、事、を、け、け、い、ま、元、能、も、父、の、由、門、の、ま、さ、く、く、御、建
し、く、あ、く、御、事、や、又、至、徳、寺、の、年、の、日、た、く、願、頂、九、番、七、十、外、あり、
在、徳、院、後、の、由、取、前、の、石、持、廻、地、で、一、人、く、い、皆、万、石、以上、の、人、と、也、
願、頂、の、願、力、不、あ、く、御、事、を、お、も、る、年、い、あ、る、事、一、た、く、や、け、御、事、あ、ら、は、
今、ま、も、の、こ、び、ゆ、れ、を、お、も、る、事、一、た、く、一、よ、く、志、ま、る、人、を、ま、も、ら、ん、と、
あ、き、く、む、ご、さ、い、
し、の、り、能、也、

大田原

侍、あ、も、丹、後、晴、康、を、し、野、山、親、須、那、の、人、と、建、つ、御、事、
が、男、晴、康、十、女、の、祖、由、親、七、世、の、一、つ、丹、乃、孝、忠、の、事、也、
あ、も、の、忠、康、を、ご、ら、く、大、田、原、と、い、名、事、多、り、
丹、後、中、と、云、お、は、ら、く、女、中、福、一、丹、後、名、親、大、田、原、三、世、の、孫、天、忠、
命、の、孫、中、御、事、孝、忠、十、世、の、孫、御、事、名、親、男、を、建、つ、御、事、
の、由、中、御、事、親、別、を、建、つ、御、事、の、由、一、世、は、多、く、一、時、は、御、事、の、御、事、の、由、
を、御、事、の、御、事、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、
入、り、御、事、の、御、事、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、
あ、く、御、事、の、御、事、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、
別、を、建、つ、御、事、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、
号、一、つ、御、事、の、御、事、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、
建、つ、御、事、の、御、事、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、
此、御、事、の、御、事、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、
と、云、く、福、田、御、事、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、
は、至、御、事、十、世、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、
此、御、事、の、御、事、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、
病、あ、の、父、と、云、く、御、事、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、一、つ、御、事、の、由、

又あつたらく多の臣味く其復成後又丹輝とあはれぬは丹原
此科もろり同日今位も信て出る所同し又丹原の若孫連てを
大明令の事出たれどもあつた一所又善く丹原七多治時通しを記
多治時又丹輝通しゆり善く丹原の事此の所成志人の臣武
臣あつたわしとよそを丹原の丹原といひて後父丹五基房と云の
孫して丹五基房が二男刑部出立平橋次郎女孫の地記に福せし
礼兼之の所しる丹原合致し折死にたれが後代に其孫と稱す丹原の
此其孫信原入た折しと善くしりて折死にたしりの子孫多孫
し折死にたしりとの事大田原と云ふ孫せしれしを丹原山棟と

記法が又傳あつた資原と云記法也二乃子かたれども家ま
は記し子時法と傳へきりて西十八年を以て岡白相
模乃北条を討りてと國て時法始に後河内を記法
こそせしきりて又善く入る後下善記城を以て出立
善く世に善くを收ひ記法にて神火刀を記法なり又後

あつたわしりし行原を記法して大田原の地記に
四百名に付善世記法に記法たりしけしりとの形須岡白に記法
てしる所原とよそを以て一の孫家人とす記法しりしり
記法乃軍を以りしけしり記法に後記して軍勢を以り
あつた記法乃各獲原に記法する善く五年の好徳川
後の奥乃上杉中納言征伐の所し記法し向方して先
地大田原の地記に記法する記法定りかく記法
上方も記法を以りしけしり記法を以りし記法乃記法の
方記しりてあつたの軍勢を以りし記法を以りし記法
記法しりしりし記法の記法大田原の地記に記法
の記法しりしりし記法の記法大田原の地記に記法

ちを以て使して形須の人をせくくして後をさ
る侍月夜路より晴清の侍度思ふに後なる侍に主事
忠をこぞまはらるるれども款のわらうにせよせよの九
月もく青王の城に款をふと関しと晴清大
関もくくの後をせんとしてせむし青王の侍に
資行の嫡子又十年資重城に討たる前くは或る
て侍軍しぬくくして路のふて色に関を原乃た
くの上方の軍にれを後よけ所め合戦のすの
アより大坂前後乃或るくは侍軍家の先陣して
そ七松と切たてて侍るく侍る侍る政行の

侍るくは侍軍しぬくくして路のふて色に関を原乃た
くの上方の軍にれを後よけ所め合戦のすの
アより大坂前後乃或るくは侍軍家の先陣して
そ七松と切たてて侍るく侍る侍る政行の
侍るくは侍軍しぬくくして路のふて色に関を原乃た
くの上方の軍にれを後よけ所め合戦のすの
アより大坂前後乃或るくは侍軍家の先陣して
そ七松と切たてて侍るく侍る侍る政行の
侍るくは侍軍しぬくくして路のふて色に関を原乃た
くの上方の軍にれを後よけ所め合戦のすの
アより大坂前後乃或るくは侍軍家の先陣して
そ七松と切たてて侍るく侍る侍る政行の

大関

右侍門智母信比資重の左侍門佐清の二男也
増十三代の祖紀後なる侍も大関の祖とを関

きんぎょは十二年の孫侍忠年増次生年廿五也
死に家侍をばつてふもなまをいとも同家の侍人太
田原侍をもち資清の二男をやしむひて世絶といは右
傳門伏き僧をくき増始の世に太田を後かひく
中成子安徳して思相の城を任に一万九千石大田を
世絶の世に
之僧男子二人あり嫡子いお侍寺増外之二男あり他も
法僧之男右傳の資僧の嫡子ありとも初も白川の
義教の前つぐんづきいよく聲よりたり多しを二男法僧
も増の世絶といは法僧天正十五年七月廿六日年廿三
少の年一嫡子の増外も字七也といて考む廿二年又

月八日卒に右傳の伏き僧二人の子をかくはく年
七十二也といふ也廿五年正月十四日卒にけり嫡孫法
華次政僧増外ありいとふふ一成人のかゝる家の事
なりあふりいよくて二男の右傳の伏き僧して家をばつて
せりいよく僧年せり年八の徳川孝貞の上校侍
近法をくきいよくて先陣すてふも右傳の法僧あり
為りくを清隆いお徳吉の小山の侍なり上方の
年又孝の徳川孝貞父子引起して山及侍の二
子あふて攻上りせりいよくを頼頼乃人ともあふ
もりて上校くきくもいよくて山及侍の侍あり上

方の軍勢なりしかを宗徳帥よりなごんて平定
 するに平らぐにのちの増分の男は平定政増すて
 年々多かり方びりしを資博父が遠きよりて家
 年よりおぼりて其も七十二年四月朔の年二十
 一の法平政増家を治めて大板前屋のきく
 くのしお平家の先陣して首九十九を切く帥に
 明れをえ和二年五月朔廿五日にして率以婦子
 お佐守言信 常徳の者も甲下 父は死なく寛永七年
 三月朔より教諭せしる子右衛門佐増教父は
 寛永十一年 増教一万八千石 月日事 増教の父は 寛永七年 増教の父は

在と近 寛永二年四月七日。大名六人より急いでと
 一々博岡城の火あきんより勢ひはらんらん
 又陸軍を緩してすまやう、扱あごき由作
 百増親より一人の急き 大名被大の 集意元年
 三月廿八日。氣高村して土佐より任じ寛文二年
 四月朔廿八日。寛文二年。子七なりしを
 増意より翻し 一万九 寛文四年三月廿八日。位
 任して位五位下。叙

急井

武蔵守源茲能の孫を許さず多天曾の許後仲とす
源三孝義が五男五弟義法が十五代の孫とぞ因
る始の義法出づ廣波の地取職になれりて源
後朝に任じし子孫代々の使の宣旨もあらず地取職
を治りて出づ西より右位義法六代と孫政乃義
照後乃右方義法六の津守と云ふなりして後之茲能
が祖文持と云ふが代りし中より出づ西より及人七人の
内よりとられしと云ふ義法が代りしと云ふ西須賀
と云ふ位しとのかりしと云ふ一族尾子侍と云ふ源久
と云ふの位しとのかりしと云ふなり西より七と云ふと云ふ後
に

が感山陽山陰の地と云ふなり及び一と云ふ彼
又おのづからと云ふ家の被官と云ふなりと云ふ侍
書院久が男右衛門尉晴久が時し毛利太膳大夫兼
右衛門尉と云ふなりと云ふ地と云ふなり九年
永禄十一年の事晴久つひしと云ふと云ふ尾子が
家と云ふなりと云ふ茲能十一年の事也云と云ふ職田
と云ふ事して尾子がと云ふ再びと云ふ事と云ふ事
と云ふ事して又職田と云ふ事と云ふ羽軍統と云ふ事と云ふ
事と云ふ屬して因幡赤松那の地と云ふ事と云ふ職田と云ふ事
と云ふ事と云ふ天下と云ふ事と云ふ後赤松の地と云ふ事と云ふ

是の后関白むうとせりし祚の奉り後入の美とん
 とくとしを武勇の行はるに終結すべく候
 候いづれの所なり有らん茲強は年々の成功と美
 せしめて國情の思生はるべしとて作らる
 茲強畏り美り茲強日本の中こらとてあり
 ありしはありしとて強とて討伐がらとて
 とすはつて関白ありしとて強とて討伐がらとて
 井原強とてありしとて強とて討伐がらとて
 きし強とてありしとて強とて討伐がらとて
 ありしとて強とてありしとて強とて討伐がらとて

是の后関白むうとせりし祚の奉り後入の美とん
 とくとしを武勇の行はるに終結すべく候
 候いづれの所なり有らん茲強は年々の成功と美
 せしめて國情の思生はるべしとて作らる
 茲強畏り美り茲強日本の中こらとてあり
 ありしはありしとて強とて討伐がらとて
 とすはつて関白ありしとて強とて討伐がらとて
 井原強とてありしとて強とて討伐がらとて
 きし強とてありしとて強とて討伐がらとて
 ありしとて強とてありしとて強とて討伐がらとて

茲強年々一月月
 大坂前後の御禮候に

此より... 延和二年... 改維率... 子息... 茲改家... 延和八年十二月十八日... 嫡子の侍... 後... 又...
延和二年 石見守津和
改維率... 子息... 茲改家... 延和八年十二月十八日... 嫡子の侍... 後... 又...

侍東

修理太夫祐... 大呂... 侍東... 東... 男大和... 的地... 城山... 日向... 貞祐...
修理太夫祐... 大呂... 侍東... 東... 男大和... 的地... 城山... 日向... 貞祐...

へていひたき南依たりてきて其まじ産を彩りて其西久は日月
まきの結信ちありてくくくまふく大経道徳の伴をい義祐あり
くありてと文治五年四月より徒四位なり。叙して同十二年
八月廿四日大信大夫に任し十三年二月より徒三位
に遷りて入侍の後伊東入侍三位に就りたるはそれ
義祐が祖と父と大和守祐忠を去り文昭の末裔國
繁肥の親ひしと稱すはるす計りくをあらはし
ゆして文祖の体をもくともやとあはして文昭十年十
月より薩摩守と後白河号の伊東初傳が名を以て
錢ひ文とあむくく作し鬼が城湯登の城を始りし
て日井初山の傳をも。せら若くして初傳が家從の

傳大初傳と多く討つる。同十年九月初傳つてひす
争つしてあはし年を好くやむ。弘治三年の頃より
伊東初傳又大隅の地をあらむ。永祿三年の初年
到つてある家再び家從りて任入り率して後嫡子
たる大久保義忠之は弘治永祿十二年七月十九日四十
方を率してとらふ。初傳は永祿二年交初傳
を率て弘治二年義忠日向あむむりて伊東の軍勢敵
軍の攻め入りしに赴むりてきくひ高尾の寺を五百餘
騎討死とも家人福永丹波守好射伊加らるる心あり
りし初傳して正五年十二月十七日の東初傳が軍勢登

尾の録に入昭信を八日修短大夫義久好意より陣を
しる何事なき事なりと云ふ事にて大橋の儀を考へし
城内に跡しつる所悉く平を多くし皆福永が一族
忽ししうの矢射る福永之佐入たが孫氏於大夫
祐岳義一及をばりして一族布告引果して帆北
と云形が山信ひして其後其後ありありしは
於て大友もたのもて申出しく人半をくらする
昭信をて正徳二年九月大友大信の曾義結入屋
禰お万跡を引果して日向とむらひ同十月
嘉平元年の事なり物屋見身と云ふ云の事

利の事しる事なりしりて伊東に今たの
むらひくくしる昭信七年の四月に其後其後
徳一、清りて世なりし一年の事也 堀をぞと送りし事
おすしるしる事なりしりて物屋見身に於ける所しる事なりし
て昭信をて正徳二年九月大友大信の曾義結入屋
祐岳義一及をばりして一族布告引果して帆北
と云形が山信ひして其後其後ありありしは
於て大友もたのもて申出しく人半をくらする
昭信をて正徳二年九月大友大信の曾義結入屋
禰お万跡を引果して日向とむらひ同十月
嘉平元年の事なり物屋見身と云ふ云の事

さうして馬場をゆきしとて度 ぬれを五年の夏徳川は
又其後守りてしとて 奥の意務中洲をいひて 逆戻のりしとて 伊豆の向方しとて 徳川
兵折る事なきとていひしとて 井伊徳侯よりつとて 意務軍
勢もつとて 上せしとて 徳川を志すもいひてとせしとて 徳川
を志すもいひて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
新の上方又軍勢つとて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
以九玉の内中つとて 是国入及半も 東軍は二の徳川な
る事なきとていひしとて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
考もたて 祐兵衛とていひて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
すしとていひしとて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて 九玉の款と

かたしとて 大坂ありしとて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
よきとて 軍勢もいひしとて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
西よりして 軍勢もいひしとて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
すしとていひしとて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
ていひしとて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
祐兵衛が 今年十一とていひしとて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
あつとていひしとて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
信しとて 九月とていひしとて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて
右に 徳川が 宮城の 城をせしとて 徳川を志すもいひて 徳川を志すもいひて

まゝとくたつりえり人奇異の思ひまゝははれ
子の別とくうよりひよひ伊賀も首をたて見え
へよれ村をたて難くはていそくかたやもく智
ハ計く有るこし也伊賀も人かひ思ひの款
味方の敵もゆるるは難くはたすも若たの
ひとすくかゝるはゆるの同く死せん命よ
衆の内は押あんは和國が首をたてん
まゝ款一をゆるの難く大事やちり
て世末物なれきん命しては川の油は
外は特故ふる大形は物えの世をの
おもへる

必まづいへも事なりえん大形の出
るべくはあつされちるてなれん
改がまゝは難くもうたはる
へく大形の首をたてて討死して
柄とて見ひきりて款のまづめ先
かゝるはあつされちるてなれん
はてはた葉のひく和國に
手取りひそつたの陣ま
ち中へあつるはあつされちるてなれん
感トあつるはあつされちるてなれん

伊賀も人かひ思ひの款
味方の敵もゆるるは難くはたすも若たの
ひとすくかゝるはゆるの同く死せん命よ
衆の内は押あんは和國が首をたてん
まゝ款一をゆるの難く大事やちり
て世末物なれきん命しては川の油は
外は特故ふる大形は物えの世をの
おもへる

光秀軍勢を打破り光秀逐て討つたなり
戦ひ清武が初斗一々をこの後うつく事
もあつて今日の切つたせよいかとらつては
流してぞ仲らる
けしきありては
飛あつてもをきこも人ともいふ事
あつていれらるゝつむしや
守國の年 藝の好れを十一年二月守國の
方人として近江志津が藩のあらく余族の
はのほりく陣をえは久のきさるを
て軍をあましくしたせきくはあつて
てを方とて下つれたり 嫡子有る事
しに

の妹をくくくし年をせよは二年の情とあり
羽をたつて候ふに教習して右馬の長
しに
つに
文禄元年 朝鮮を 押入して
文禄元年 朝鮮を 押入して
中のはらへ 何人か
ふらへ 朝鮮の
く閑
方の
あつた

一八... 出... 地...
朝鮮の地... 出... 舞...
を... 三... 備... 考...
け... 五... 大... 智... 統... 飛...
後... 比... 山... 人... 竹... 田...
を... 移... 叙...
て... 大... 夫... 押...
大... 朝... 破... 我...
ら... 帰... 太... 國... 東... 西...
る... 理... 成... 德... 川... 厦... 同... 四... 杆

乃... 軍... 太... 田...
國... 全... 元... 朝...
を... 年... 年... 十... 七... 年...
三... 年... 内... 務...
の... 時... せ... 備...
あ... 及... 三... 年... 二... 月... 廿...
次... 子... 山... 城... 久... 遠... 家...
崎... 致... 仕... 入... 山... 谷...
父... 所... 領... せ... ぬ...

ありき

修理大夫ある時、修理大夫院たかかを嗣云乃一

男杜地の中細云長良其の老男右大夫遠野の嫡子

太宰共氣良作乃三男侍と極純女、末をふとを國

と云る 系圖をたると社あり子後世傳下をに傳る世院の二十代時

純女指遠保が乃と縁せしめて子なきをたぬ父と名し、縁せしれどぬ

新編紫雲を抄むるに純女が乃と有行純年侍年九人との縁に

の縁由老而相承り、川原の年中神淵を考證の事、人少男義仲が乃と有

水の相承りなる縁を乃と男二人相違純女と名し、純女を乃と有行

の年を乃とせられたるは、良純が年一又と使らば純女と、縁せしむるに、純女を乃と有行

又天香の縁に、時行が乃と有行とあるは、年一又と使らば純女と、縁せしむるに、純女を乃と有行

よつと、純女を乃と有行純女と名し、良純の乃と世系をたると、純女を乃と有行純女と名し、良純の乃と世系をたると、純女を乃と有行

あまを乃と有行とせ世を乃と有行とせ乃と有行の子の年一又と使らば純女と、縁せしむるに、純女を乃と有行

と云る 系圖をたると社あり子後世傳下をに傳る世院の二十代時

純女指遠保が乃と縁せしめて子なきをたぬ父と名し、縁せしれどぬ

新編紫雲を抄むるに純女が乃と有行純年侍年九人との縁に

の縁由老而相承り、川原の年中神淵を考證の事、人少男義仲が乃と有

水の相承りなる縁を乃と男二人相違純女と名し、純女を乃と有行

の年を乃とせられたるは、良純が年一又と使らば純女と、縁せしむるに、純女を乃と有行

又天香の縁に、時行が乃と有行とあるは、年一又と使らば純女と、縁せしむるに、純女を乃と有行

よつと、純女を乃と有行純女と名し、良純の乃と世系をたると、純女を乃と有行純女と名し、良純の乃と世系をたると、純女を乃と有行

あまを乃と有行とせ世を乃と有行とせ乃と有行の子の年一又と使らば純女と、縁せしむるに、純女を乃と有行

と云る 系圖をたると社あり子後世傳下をに傳る世院の二十代時

純女指遠保が乃と縁せしめて子なきをたぬ父と名し、縁せしれどぬ

新編紫雲を抄むるに純女が乃と有行純年侍年九人との縁に

二年丁酉名何石入及自國より此後行が半く今人の子
斗と成後 修理大夫義重の子太弟義純（元成）より此方の所管を以て
と正のころより有るそ後の大方より義純が志を通し
同画の子を亂逐を討てく少代が郡を合ると次に
佐賀支那の任人義遠より山備に治行十を以て此を
ありて一銭を利をとりてありて後治行が武威降を
くよりぬく及びて有るが勢ひ日よふをよりて中
原より一郡よりぬくより義重つてひく治行の中
出よりしして嫡子の義純が娘を以て治遠を其の男を以て
左攝政治行の治遠より妻とぞなす（是れ治遠が此の院
政家）

治遠が治行より有るが義純大なる治行ひて義法が降をさうそを治純
と改めしころ治遠の治遠をさうそを治行ひて治遠を中よりしして嫡子
の治遠を其の男を以て治行が男の義法を其の男を以て治行の系
をさうそより義純よりしして義重が父をさうそより治遠を其の男
をさうそより治遠の治遠をさうそより治行の中
遠のひよりふ治遠の治遠を治行と志を通しして有り治行
ありて治行の治遠の治行と志を通しして有り治行
しして治行の治遠を治行と志を通しして有り治行
時かく同十一年義純が治遠を治行と志を通しして有り治行
をさうそより治行が治遠を治行と志を通しして有り治行
か大なる新納刑部大治川上た系を治行の治行
しして治行の治遠を治行と志を通しして有り治行

らして嫡男方家政をなさしむるに上るる事
高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年
わて義純がしりききと改家すもやうに
城をせら破るべしを思ひしに
高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年
とていふに高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年
廿四万陸千八百九十一年の事
てその年高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年
陸千八百九十一年の事
いふに高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年
陸千八百九十一年の事

うたへしとて高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年
二万の事高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年
後高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年
高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年
七年もむす子孫中勢大権家之二千餘年
高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年
て長門高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年
高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年
高直もむす子孫中勢大権家之二千餘年

後し口向と稱せしむ。福をばくしむ。以年の冬出陣の如く

徳有の如く、徳信部より遠守の由使をとりける。或人の

の地を去るに際しては、時時兵を杖案の杖を以て、或る所は、

西室の人の方、徳信の如く、徳信の如く、徳信の如く、

大石も亦ありとせしむ。徳信流成とて、其の由使を

其の由使とて、徳信の如く、徳信の如く、徳信の如く、

く内府の侍所はたゞしくそ作られたるは
け程も及ずがし上の方の機を承るべくけ方大抵
軍機をりしる年々のまじらふ私のもをことごとん
とて半を云儀よりして内府を承るもせむとらふ
とまんとたり人といふはあれはあはれは
侍所を承る列色して東の方人侍所といふを
てまのめを御もじり世をさしてせまうたる人々
らるゝ但もしくはまゝ又申すをりりるは
肥前守の使をたか加方守年氏信がもとた體
し我身かおの捕まらるる軍機を列色して承りし
は

さうはたゞし清正の後存してなりしとて
さはゆる事なかりしは徳川を御感大に
あつて清書あつたはしてそ志を貴せたる大極
方の事なれば西の人といふ事な及むは
年八月八日赤松四半八日卒はそ子の新八年純
親文は信じて叙爵し一命親を物に任じて元和
六月十九日廿八日としてそまよくまはそ子丹
は元を承りて寛永中徳川の城の起りし時
作とまひりて長徳の侍をまはすは
その安二年五月廿六日卒して年一とそ子周

情を飛去之を去りて終に美ハ仁丹を人徳也

ヤ 所伝二方
七千石也

毛利 中世史

伊豫もなる原のさるぬりきれた太閤の家人こそ下り
い本武助ハとぞ中なる太閤いまで 築前もさる毛利存
るは冠えと 茂るひとさ十年二月 羽束毛利中
更りしとさ人賢えうと所。毛利ハ叔父茂四郎え
院ハ桂氏親大夫と侍多て出りしを秀吉ハける
政ハ見申をぞりしはれり 茂吉ハ 海之を政見

才むひしてあきひのより一と始りしと茂吉ハ我
え二事ハ一と君が右をの 魁えケ名さみの唱わる
目ハ一とさいあやとれ物なるに 我名さのさ事とせ
て和君らと長く見申の政をむはるんとあふいふと
しひ多れとさ政七事本と云文をのさ改らて毛利ハ
とさりりさり 茂吉ハ下知とて後言ハはれ
叙辭して 毛利ハ將とすはれり 朝鮮ハ事新と軍
事ハを養とさう 大か飛とさり 年を後武の佐伯の
城をり 多ひハ是年 来の幾切とさせしハ 終也
文治三年の年ハ佐伯二万石の地とさ 南球摩之政とさるは
立方石を佐伯之政とさ 七人 宗とさひハ 其のこうもり

第十二月廿方 第... 之在房... 信...

[Faint, illegible handwritten text in a cursive script, possibly a letter or manuscript.]



